

令和8年5月27日

事業者の皆様

京都市上下水道局
監理課監理検査担当課長

京都市上下水道局における「工事契約約款の改正に伴う対応」について

平素は、本市上下水道局事業に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

上下水道局では、国における取組である「第三次・担い手3法」が令和7年12月に全面施行されたことを踏まえ、令和8年4月1日から工事契約約款の改定を行いました。約款改定に伴い、提出する様式の一部を変更いたしましたので、京都市上下水道局発注工事の請負事業者の皆様も、御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 改正した様式

請負代金内訳書

2 適用時期

令和8年7月1日以降に契約する工事（随意契約も含む。）から適用します。

3 掲載場所

様式については、京都市上下水道局ホームページに掲載しておりますので、そちらを御確認ください。

トップページ→事業者のみなさまへ→工事基準・仕様書・様式→工事関係書類の
様式

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000272500.html>

以上